

契約の締結について

建築設計用

契約書の提出先

- ・財政課（対馬市役所 4 階）

契約日

- ・入札日から 5 日以内（入札日を含み、休日を除く）

※令和7年4月1日で契約書の内容が一部変わっています。必ず最新のものを使用して下さい。

履行期間

- ・業務の始めは、契約日から7日以内とし、終わりは、土、日、祝祭日にならないようにして下さい。
- ※ただし、期限を令和〇年〇月〇日として通知している場合は、土、日、祝祭日でも構いません。

契約書の作成方法

- ・対馬市の委託契約書を使用して作成してください。（ホームページに掲載しています）
- ・契約書（表紙）の業務名、業務場所、履行期間、業務委託金額、契約日の訂正は不可とします。
- ・契約書は、設計図書等とあわせて袋として作成して下さい。
- ・契約書の訂正、削除等したページは上段余白の部分に必ず訂正印を押して下さい。
- ・裏面の契約書の削除要領を参考に条文の加除をして下さい。
- ・訂正方法 ⇒ 契約書の条文を打ち変えずに、横二重線で削除し、その上に文字を書いてください。
※訂正、削除等をした場合は、上段余白部分に「第〇条 削除」、「第〇条 △字削除、□字挿入」などと記入し、必ず訂正印が文字にかかるように押印してください。

契約締結時の添付書類

契約保証金については、次のいずれかを提出して下さい。

- ①契約金額の 10 / 100 以上の契約保証金を納付した領収書（写し）
- ②有価証券等の担保の提供（定期預金証書等）
- ③前払金保証会社による保証（1, 000 万円以上）
- ④保険会社の履行保証保険契約の締結

ただし、契約金額が 300 万円未満の場合は、令和 5 年 4 月 1 日以降に契約の相手が国、公社、公団又は地方公共団体（都道府県・市町村）と契約締結し誠実に履行したことを証する書類（契約書又は工事完成確認書等）を 2 件分添付することによって免除を申請することができます。（3 号免除）

※保険会社の履行保証と前金保証会社による保証の保証期間は、履行期間ではなく契約日から履行期間の終わりの日になりますので、ご注意下さい。

契約後の契約書

- ・財政課から業務担当課へ契約締結後約 1 週間で契約書を送付しますので、担当職員に連絡し、契約書をお受け取り下さい。

契約保証金の還付

- ・契約保証金を納付した場合は、業務完了後、業務担当課に還付請求書をご提出下さい。

○契約書の削除要領(対馬市建築設計業務等委託契約書)

	項 目	300万円未満	300万円以上～1, 000万円未満	1000万円以上～
表 紙	契約保証金額	契約規則第28条第3号に該当の場合は、免除。それ以外は300万円以上と同じ取り扱い。	10/100以上の保証金、有価証券等の提供、履行保証等のいずれかが必要。 ただし、前払金保証会社の保証は1, 000万円以上の業務。 保証金の場合は、金額を記載。それ以外は27条又は28条の該当条項を記載。 (記入例) ¥520, 000 (現金納付の場合) 対馬市契約規則第27条第3号の規定による担保の提供 (例:西日本建設業保証(株)) 対馬市契約規則第28条第1号の規定による契約保証金納付の免除 (例:保険会社等)等	
第4条	(契約の保証)	3号免除の場合のみ削除	削除しない	
第16条	(貸与品等)	貸与品等がない場合は削除		
第35条	(前払金)	削除		削除しない
第36条	(保証契約の変更)	削除		削除しない
第37条	(前払金の使用等)	削除		削除しない
第38条	(部分払)	設計及び監理の契約の場合で、設計業務完成時に部分払いを希望する場合は1回 それ以外の場合は削除	設計及び監理の契約の場合で、設計業務完成時に部分払いを希望する場合は1回 それ以外の場合は削除	下記の金額に応じて回数を、記入。 1,000万円以上～ 5,000万円未満 1回 5,000万円以上～15,000万円未満 2回 15,000万円以上 3回
第40条	(債務負担行為に係る契約の特則)	継続費の設定がなければ削除。 設定があれば使用。		
第41条	(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)			
第42条	(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)			
(別紙)	建築士法第22条の3の3に定める記載事項	延べ面積が300平方メートルを超える建築物の新築に係る設計又は監理契約の場合は、内容を記載し契約書に綴じ込む。 それ以外の場合は、未記載のまま綴じ込む(記載しても構いません)。		